

福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の実現等に資することを目的として、地域計画に位置付けられた農地の担い手に対し、農作業省力化のための自走式草刈機等の導入に係る経費を助成するため、予算の範囲内において福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に所在する次の各号のいずれにも該当する組織又は個人（以下「組織等」という。）とする。

- (1) 地域計画において、目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた又は位置付けられることが見込まれている、耕作面積を規模拡大する意向のある組織等
- (2) 農業法人、3戸以上の農業者団体（機械等を共同利用する組織）、認定農業者又は認定新規就農者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農作業省力化のための自走式草刈機等の導入に係る経費とする。ただし、次の各号に該当するものは対象外とする。

- (1) 中古農業機械の場合、残存耐用年数が2年未満のもの
- (2) 国、京都府又は福知山市から他の補助、助成等を受ける予定のもの
- (3) 対象機械の導入に要する経費が1台当たり10万円未満のもの

2 補助対象経費は、消費税を除いた額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。）とし、60万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。この場合において、組織名称又は代表者の変更その他実質的に同一の経営であると認められる場合は、同一の補助対象者とみなす。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補

助金の交付の可否及び金額を決定し、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際して、条件を付することができる。

（変更申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容に変更が生じたとき、又は事業の中止若しくは取り下げをしようとするときは、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金変更申請書（別記様式第3号）を速やかに市長に届出なければならない。ただし、軽微な変更であって、当該補助金の目的及び補助金額に変更がないもので市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条第2項の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の額の確定後速やかに市長に請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求の後に補助金を交付するものとする。

（概算払）

第10条 市長は、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、第6条第1項又は第7条第2項の規定により交付の決定をした額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金概算払申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、概算払承認の適否及び承認する場合はその金額について、補助事業者に福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金概算払承認（不承認）決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

4 補助事業者は、前項による福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金概算払承認決定通知書を受領した場合は、概算払の旨を明記し市長に請求を行うものとする。

5 市長は、前項の請求の後に補助金を交付するものとする。

6 補助事業者は、概算払による補助金の交付を受けた場合は、市長に対して第8条に定める実績報告を行うに際し、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金概算払精算報告書（別記様式第9号）を、関係書類に追加して添えるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、福知山市遊休農地発生防止支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者へ通知し、補助金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業完了後も、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

3 規則第22条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業財産処分承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは、補助事業財産処分承認通知書（別記様式第12号）により申請者に通知するものとする。

6 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度事業から適用する。